

千葉県社保協通信

2020年度 No.2 2020年 7月 15日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉セカビル 3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp

“全世代型社会保障改革”のねらい 知って 知らせて

国の政策の転換を求める 地域からの声を広げよう!!

県社保協は、7月9日(土)千葉市内で、今年で29回を重ねる「社会保障の充実を求める自治体要請」行動にむけての学習会を開催しました。

「コロナ禍の下で安心の社会保障を考える」と題して、中央社保協事務局次長の是枝一成氏が講演。(写真右)

12団体・12地域社保協からWeb利用を含め43人が参加しました。

講演の冒頭で是枝氏は、新型コロナウイルス感染の終息が見通せない中、「医療危機」「介護崩壊」「貧困な公衆衛生」など、住民のいのちとくらしを脅し、不安に陥れている今の状況は、これまでの社会保障削減政策に起因していると指摘。

医療機関の体制整備についてはコロナ患者受け入れ病院への補填がやっとで対策は後回し。「まさに人災と言える」としました。

一方「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金※」の拡充に触れ、地域の実情に応じて「家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応」「新しい生活様式等への対応」の事業に充当としているが「原則として使途に制限はない」と強調しました。

コロナをテコに社会保障改悪をさらに強化

そして、安倍政権のねらいは、社会保障・社会福祉についての国の責任を自治体と地域に丸投げすることであり、「全世代型社会保障検討会議」の取りまとめは半年延期するもののコロナ問題を口実に、医療、介護、年金、生活保護など社会保障改悪の内容、工程をさらに強化していくことが十分に予想されるとしました。



参加を会場定員の半数に抑え、ドアと窓を開け、換気をしながらの学習会となりました。



Keyword # せめぎあい

日本国憲法 25 条のもと、1950 年の「社会保障制度に関する勧告」では「国民には生存権があり、国家には生活保障の義務がある」としており、この立場で「交付金※」で具体的に何をすべきかだと話しました。あらためて 25 条により「ゆりかごから墓場まですべての生活部面が社会保障制度によって保障される」ことを強調。しかし 1995 年勧告以降「社会保障」は「国民相互の支え合い」とされ、社会保障改革推進法（2012 年）で「社会保障制度は家族相互及び国民相互の助け合いの仕組み」「財源は消費税」とされた改悪の歴史を振り返りました。

一方、地方では運動により各地で子ども医療費無料化、国保の子どもの均等割軽減などの実現、後期高齢者医療窓口負担 2 割化反対など運動が広がっている。「私たちのたたかいで政治を変えよう」とよびかけ、3 つの視点を強調しました。

1. 憲法 25 条をしっかりと理解し、権利としての社会保障に確信をもって運動をすすめよう。
2. 日常の医療・介護・福祉活動等での具体的事例を共有し、問題を可視化、一つ一つを解決してゆく運動を積み重ねていこう。
3. 地域・市町村・都道府県レベルで具体的政策づくり(野党共闘などに反映)国の政策転換へ

閉会にあたり、憲法に基づく社会保障の在り方や財源問題など学習を深め、運動で築いてきた成果を確信に、コロナ禍の下での住民の実態から自治体に届ける地域からの共同の行動に奮闘することを確認しました。

—2020年度「社会保障充実自治体要請キャラバン」実施要綱—

1. 自治体要請キャラバンの目的

- ① 相次ぐ社会保障改悪、高まる負担増の下で、相次ぐ災害、そして新型コロナウイルス感染拡大は、県民を不安と困窮に陥れています。住民のくらしの実態から貧困や病気、高齢や失業による困難は自己責任ではなく、社会的に解決すべきであることをより明らかにし、「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持する」自治体の役割発揮を求めます。
- ② 第29回目を迎えたキャラバン行動です。これまでの活動の実績の上でいっそうの引き上げを図り、地域の社会保障充実運動を強め、地域社保協の活動強化と未結成地域での社保協結成を展望しながら行います。
- ③ 千葉県社保協の統一行動と位置付けて、地域社保協（準備会）のあるところは、地域社保協（準備会や地域団体）が中心になってすすめます。コロナ禍の下で感染拡大の状況に鑑み、懇談項目は絞り込こんで、3密を避けて行います。

2. 実施の方法

- ① 地域社保協（準備会）は、「千葉県社保協の統一要請」を基準に、独自の要求を追加して実施します。
- ② 地域社保協を展望して独自で行うところは、責任団体を決め、その団体を中心に①に準じて行います。
- ③ 上記以外の自治体との懇談については、例年参加している地域団体と協議し、懇談するか否かを決めます。コースでは行いません。
- ④ 市町村との懇談は、自治体と協議し、8月半ば～9月を目途に行います。

3. 要請行動の要領

自治体に対しての要請については、「社会保障の充実を求める要請についてのお願い」「社会保障の充実を求める要請書」「社会保障の充実をもとめる要請に関する回答書」「介護保険等アンケート」「国民健康保険アンケート」「就学援助制度アンケート」（回答書・アンケートについてはCD-Rもつけてあります）をセットにして、各自治体首長宛に7月16日に送付します。

—地域社保協・地域団体が実施する場合は、事務局宛に送付しますので独自に申し入れてください—

4. 懇談を行なう地域社保協・地域団体の責任者（団長）の役割

- ① 地域の各団体責任者で事前学習会開催について相談し、事前学習会の日程が決まり次第、県社保協にご連絡ください。
- ② 自治体の担当者と連絡を取り、懇談時間、懇談項目と要請団の人数を調整するなどコロナ感染拡大防止のための配慮をして下さい。また、当日の懇談場所を確認し、県社保協に必ず報告してください。
- ③ 参加者を確認し、副責任者を決めてください。念のために各団体の担当者と早めに連絡を取り、携帯電話番号など控えておくようにしてください。（特に会場が役所でなく、別なところに変更になった場合などに連絡が必要です。）
- ④ 当日の司会進行を行います。記録者を指名して報告書を書いてもらいます。
- ⑤ 自治体の回答書と報告書を県社保協事務局に送付して下さい。

5. その他

地域社保協・地域団体が行う以外の自治体に対しては、県社保協事務局が7月20日～22日に自治体の担当課に電話で連絡を取り、要請書が届いていることを確認し、8月7日（金）までに回答いただけるようあらためてお願いします。